

(別表1)

## 公共下水道に排除する下水の水質基準と規制内容

	規制物質又は項目	排出基準		規制内容			
		製造業又はガス供給業の用に供する施設	左記以外の事業場	特定事業場		非特定事業場	
				50m <sup>3</sup> 以上	50m <sup>3</sup> 未満		
条例で定める基準	温度	40℃未満	45℃未満	○	○	○	
	水素イオン濃度(PH)	5.7を超え8.7未満	5を超え9未満	●	○	○	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	300mg/ℓ未満	600mg/ℓ未満	●	○	○	
	浮遊物質(SS)	300mg/ℓ未満	600mg/ℓ未満	●	○	○	
生活環境項目等	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/ℓ以下	●	○	○	
		動植物油脂類	30mg/ℓ以下	●	○	○	
	沃素消費量		220mg/ℓ未満	○	○	○	
	フェノール類		5mg/ℓ以下	●	○	○	
	銅及びその化合物		3mg/ℓ以下	●	○	○	
	亜鉛及びその化合物		2mg/ℓ以下	●	○	○	
	鉄及びその化合物(溶解性)		10mg/ℓ以下	●	○	○	
	マンガン及びその化合物(溶解性)		10mg/ℓ以下	●	○	○	
	クロム及びその化合物		2mg/ℓ以下	●	○	○	
	政令等で定める有害物質基準	カドミウム及びその化合物		0.03mg/ℓ以下	●	●	○
		シアン化合物		1mg/ℓ以下	●	●	○
		有機磷化合物		1mg/ℓ以下	●	●	○
鉛及びその化合物			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
六価クロム化合物			0.5mg/ℓ以下	●	●	○	
砒素及びその化合物			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005mg/ℓ以下	●	●	○	
アルキル水銀化合物			検出されないこと	●	●	○	
ポリ塩化ビフェニール			0.003mg/ℓ以下	●	●	○	
トリクロロエチレン			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
テトラクロロエチレン			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
ジクロロメタン			0.2mg/ℓ以下	●	●	○	
四塩化炭素			0.02mg/ℓ以下	●	●	○	
1,2-ジクロロエタン			0.04mg/ℓ以下	●	●	○	
1,1-ジクロロエチレン			1mg/ℓ以下	●	●	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4mg/ℓ以下	●	●	○	
1,1,1-トリクロロエタン			3mg/ℓ以下	●	●	○	
1,1,2-トリクロロエタン			0.06mg/ℓ以下	●	●	○	
1,3-ジクロロプロペン			0.02mg/ℓ以下	●	●	○	
チウラム			0.06mg/ℓ以下	●	●	○	
シマジン			0.03mg/ℓ以下	●	●	○	
チオベンカルブ			0.2mg/ℓ以下	●	●	○	
ベンゼン			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
セレン及びその化合物			0.1mg/ℓ以下	●	●	○	
ほう素及びその化合物			230mg/ℓ以下	●	●	○	
ふっ素及びその化合物			15mg/ℓ以下	●	●	○	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物			380mg/ℓ以下	●	●	○	
1,4-ジオキサン			0.5mg/ℓ以下	●	●	○	
ダイオキシン類		10pg/ℓ以下	●	●	○		

- 1 上記排出基準に適合しない下水を継続して排除する場合は、条例により除害施設を設置しなければなりません。
- 2 特定事業場の●印のついた項目は、事業場からの排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。(5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 3 ○印のついた項目は、排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることはありませんが、必要な措置が命ぜられこれに違反したときは処罰されることがあります。(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- 4 製造業、ガス供給業の分類については、総務省が定める日本標準産業分類によります。